

# 岩手沿岸南部広域環境組合の管理職員特別勤務手当に関する規則

令和6年 4月 1日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号)により岩手沿岸南部広域環境組合の管理又は監督の地位にある職員の管理職員特別勤務手当(以下「手当」という。)の支給の範囲、額、その他支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(管理職手当の支給)

第2条 職員の手当については、釜石市管理職員特別勤務手当に関する規則(平成4年釜石市規則第8号)の規定の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。